

令和 2 年 5 月 7 日

障害児通所支援事業所 管理者 各位

静岡市長 田 辺 信 宏
(保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の対応期間の延長について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に細心の注意を払いながら、事業所運営のために御尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

さて、この度、政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、令和 2 年 5 月 31 日まで延長されました。

本市における事業所の対応については、令和 2 年 4 月 21 日付け 02 静保健障推第 286-2 号にて通知したところですが、引き続き、事業所における感染リスクを最大限に避けるため、臨時対応期間を下記のとおり延長することとしたので通知します。

つきましては、従業員や保護者の皆様に周知のうえ、御対応方よろしくお願いいたします。

記

1 臨時対応を延長する期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）から 5 月 31 日（日）まで

※ 感染症の拡大状況により、期間を変更する可能性があります。その際は改めて通知します。

2 留意事項

- ・ 事業所内におけるサービス提供について、手洗いの励行、手指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策をとるよう再度徹底をお願いします。
- ・ 職員や児童に、強いだるさや息苦しさ、風邪症状が出ているなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合は、自宅待機を行うとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡して指示を受けてください。
- ・ 通所利用を控えている期間の長期化により、家庭での対応が困難になってきている場合には、在宅支援から通所支援に切り替える、両支援を併用するなど、必要な支援の提供をお願いします。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係
電 話：054-221-1098 F A X：054-221-1108